

# 福岡県公報

平成17年9月7日  
第 2 4 3 5 号

## 目 次

### 告 示 (第1676号-第1693号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○大規模小売店舗の新設	(商業・地域経済課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

### 監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	7
----------	----------------	---

### 雑 報

○危険物取扱者試験の実施	(消防防災安全課)	10
--------------	-----------	----

### 正 誤

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成十六年福岡県規則第二十八号) 中正誤	10
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第五号) 中正誤	11
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第三十二号) 中正誤	11
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第三十三号) 中正誤	12
○福岡県立産炭地労働者体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第六十二号) 中正誤	13

## 告 示

### 福岡県告示第1676号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字高田53-1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区大字飯氏953  
末松 一実

### 福岡県告示第1677号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年8月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパードラッグコスモス南里店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	宮崎県宮崎市新栄町33番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	宮崎県宮崎市新栄町33番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年4月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,191㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地	49

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地	36

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地	48.4

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地	11.44

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時30分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

**福岡県告示第1678号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市長津三丁目7291-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区下上津役三丁目6番1-408号

田中 隆一

## 福岡県告示第1679号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡宮田町大字下有木字大谷80番3、80番25、80番26、81番7、81番9、106番2、106番3、107番4から104番6まで、119番2、119番3、129番2、129番3、131番9及び131番11

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鞍手郡宮田町大字上有木字平山1番

トヨタ自動車九州株式会社 取締役社長 渡辺 顕好

## 福岡県告示第1680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	久留米 立 花 線	前	八女郡立花町大字原島805番5先から同郡同町大字谷川992番2先まで	4.5 ～ 9.5	831.6
			後	同上	9.0 ～ 28.2	831.6

## 福岡県告示第1681号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 区域の名称 本村2

## 2 区域の所在地 宗像市河東字上ノ段、字本村

## 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地 番	標注番号
宗 像 河 東		上ノ段	1452番	1号
			2060番	2号
		本 村	903番1	3号
			914番1	4号
			915番	5号
			922番	6号

## 福岡県告示第1682号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年9月25日福岡県告示第1421号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1683号**

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社 蒲生礦油
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県北九州市小倉南区蒲生四丁目1-12
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成17年5月31日

---

**福岡県告示第1684号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市杉塚2丁目130番1、130番10及び130番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市杉塚2丁目5番32号

萩尾 士郎

---

**福岡県告示第1685号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ティエンポ・イベロアメリカーノ
  - (2) 代表者の氏名  
大塚 芳典
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区天神二丁目4番5号デイトンビル3F
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、市民に対して、イベロアメリカ諸国（ラテンアメリカ、イベリア半島、及びカリブ海諸国）の文化を紹介し、それらの文化を通じて人と人との交流を促進し、相互理解を深めることにより文化の振興と国際交流の発展に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1686号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人子ども劇場福岡県センター

- (2) 代表者の氏名  
矢野 里美

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目2番7号みずほビル706号室

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの豊かな成長を支える環境づくりをめざして、子ども劇場をはじめとする子ども・文化諸団体及び市民に対し、連絡、交流、支援及び人材育成、芸術文化に関する事業等を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

**福岡県告示第1687号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人環境管理システム研究会

- (2) 代表者の氏名  
二渡 了

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神一丁目20番24号福岡三和ビル3階(株)ディ・ティ・ティFAS九州内

- (4) 定款に記載された目的

この法人は主に九州を対象として、地域の環境問題を幅広く調査・研究し、その対応策を検討し、広く提案することによって地域の環境保全・創造に貢献すると共に、これらの活動を通じて地球環境問題への取組みに寄与することを目的とする。また、環境を通じての社会教育を図り、国際的な環境協力を目指し、地域活性化を通じてまちづくりに寄与し、併せて経済活動の活性化を視野に入れて活動する。

**福岡県告示第1688号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人水辺都市福岡を創る会

- (2) 代表者の氏名  
吉田 信夫

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番地1号福岡大学工学部社会デザイン工学科佐藤研究室内

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡で暮らし働き交流する人々に対して、河川や港等の水辺を中心としたより良い都市環境づくり、地域づくりに関する提案・事業を行い、水辺を中

心とした都市構造を取り戻し、アジアを代表する水辺都市福岡の実現に向けたまちづくりに寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1689号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年8月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人福岡セーリング協会

## (2) 代表者の氏名

秋山 雄治

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区小戸三丁目58番1号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、セーリングスポーツの普及振興に関する活動を行い、この活動を通して海への理解と関心を深めることにより、マリンスポーツの普及振興や子供の健全育成、環境の保全、国際協力に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1690号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年7月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人環アジア太平洋青年会議

## (2) 代表者の氏名

田代 雅仁

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院一丁目15番1号薬院ハウス701

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、環アジア太平洋地域に住むあらゆる人々に対して、国際協力、情報化社会の発展、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、人権擁護又は平和の推進、職業情報の提供に関する事業を行い、該当地域の人々の交流と平和、安全と豊かな生活の実現及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1691号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年8月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人わかばスポーツ&カルチャークラブ

## (2) 代表者の氏名

猪口志 昇

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区別府七丁目7番32号内藤ビル103号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民を対象としたスポーツ及び文化の振興に関する事業やスポーツクラブの運営を通して、スポーツ・文化の振興及び健康の維持増進に寄与すること、また生涯を通じ誰もが豊かな生活ができるよう社会教育やまちづくりの推進を図ることを目的とする。

福岡県告示第1692号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人Project Arbalest

(2) 代表者の氏名

河合 雅弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区東雲町一丁目4番18-106号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、一般市民による創作表現活動と定義させる「同人活動」を中心とした文化・芸術活動について、それに携わる個人・団体に対して広く活動を支援する事業を行うとともに、地域の人々に対して普及啓発につながる事業を行なうことにより、市民が自由に自己を表現し創作活動を楽しむことができる心豊かな文化的社会の実現に寄与することを目的とします。

福岡県告示第1693号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免東2丁目80

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町志免東3丁目9番25号

近藤 久米雄

監査委員

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を農政部、水産林務部出先機関の福岡農林事務所等37か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年9月7日

福岡県監査委員 福本 義雄

同 進谷 庸助

同 伊藤 龍峰

同 富田 徳二

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

農政部及び水産林務部出先機関37機関に係る定期監査は、平成16年度を監査対象期間とし、平成17年5月11日から平成17年6月24日までの実日数25日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡農林事務所（福岡及び北筑前地域農業改良普及センターを含む。）	平成16年度	平成17年6月8日から 平成17年6月10日まで
甘木農林事務所（朝倉及び久留米地域農業改良普及センターを含む。）	〃	平成17年6月22日から 平成17年6月24日まで
八幡農林事務所（北九州地域農業改良普及センターを含む。）	〃	平成17年5月18日から 平成17年5月20日まで
飯塚農林事務所（飯塚及び田川地域農業改良普及センターを含む。）	〃	平成17年6月15日から 平成17年6月17日まで
筑後農林事務所（南筑後及び八女地域農業改良普及センター並びに病害虫防除所筑後支所を含む。）	〃	平成17年5月25日から 平成17年5月27日まで
行橋農林事務所（京都及び築上地域農業改良普及センター並びに病害虫防除所行橋支所を含む。）	〃	平成17年6月1日から 平成17年6月3日まで
農業総合試験場	〃	平成17年5月11日から 平成17年5月13日まで
農業総合試験場豊前分場	〃	平成17年6月21日
農業総合試験場筑後分場	〃	平成17年5月17日
農業総合試験場八女分場	〃	平成17年6月21日
農業総合試験場果樹苗木分場	〃	平成17年5月24日
農業大学校	〃	平成17年6月21日
中央家畜保健衛生所	〃	平成17年6月7日
北九州家畜保健衛生所	〃	平成17年5月24日
筑豊家畜保健衛生所	〃	平成17年5月17日
両筑家畜保健衛生所	〃	平成17年6月7日
筑後家畜保健衛生所	〃	平成17年5月24日



監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
筑後川水系農地開発事務所	〃	平成17年5月11日から 平成17年5月13日まで
森林業技術センター	〃	平成17年5月19日
水産海洋技術センター	〃	平成17年5月18日
水産海洋技術センター有明海研究所	〃	平成17年5月20日
水産海洋技術センター豊前海研究所	〃	平成17年6月7日
水産海洋技術センター内水面研究所	〃	平成17年5月17日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、福岡農林事務所等37か所における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、旅費及び時間外勤務手当の執行状況、通勤手当の認定及び支給状況、県営工事の執行状況並びに収入未済の管理状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
  - 農林水産手数料、生産物売払収入、物品売払収入、農林水産業受託事業収入、県営林造成事業特別会計の弁償金等の認定及び収入状況
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
  - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
  - 取得、管理及び処分状況
- (7) 県営工事
  - 平成16年度に施工した県営工事1,129件のうち、書類調査したもの207件（18.3%）及び現地調査したもの99件（8.8%）

- (8) 補助事業
  - 平成16年度に補助金を交付した補助事業2,446件のうち、書類調査したもの426件（17.4%）及び現地調査したものの41件（1.7%）

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において、是正を要するものが見受けられた。

### 筑後農林事務所

収入において、工事請負契約の解除に伴う前払金余剰額に係る遅延利息（過年度分）が515,639円（1件）収入未済となっている。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成17年9月7日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白 谷 祐 二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成17年11月27日（日曜日） 午前10時から
福岡	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市上津町2192 祐誠高等学校	

飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成17年9月15日から 平成17年9月30日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 （財）消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成17年9月30日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階  
（財）消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

（財）消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

（財）消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
16 ・ 3 ・ 31	2225 増刊⑥	規則	28	14	○		8		果樹畜産係	果樹花畜産係

17 ・ 1 ・ 24	
2343 増刊①	
規 則	
5	
3	
○	
後 ろ か ら 8	
「糟屋郡宗像郡」を「糟屋郡」に	<p>第二十条第四項中「第二号ハ及びニ」を「第一号ハ」に改め、同項第一号ニを削り、同号ホ中「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改め、「報告を求め、」の下に「又は」を加え、「又はその施設」を「若しくはその施設」に改め、同ホを同号ニとし、同号中ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、同項中第六号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>八 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務</p> <p>イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。</p> <p>第二十条第四項中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>六 登録免許税法の施行に関する事務</p> <p>この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。</p> <p>イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。</p> <p>第二十条第四項中第四号を第五号とし、同項第三号中</p> <p>「三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関する事務」を</p> <p>「三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関する事務</p>
「筑紫郡宗像郡」を「筑紫郡」に	<p>第二十条第四項中「第一号ハ及びニ」を「第一号ハ」に改め、同項第一号ニを削り、同号ホ中「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改め、「報告を求め、」の下に「又は」を加え、「又はその施設」を「若しくはその施設」に改め、同ホを同号ニとし、同号中ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、同項第三号中</p> <p>「三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関する事務」を</p> <p>「三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関する事務</p> <p>この号中母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）を「施行規則」という。」</p> <p>改め、同号イ中「この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。」を削り、同号に次のように加える。</p>

		17 ・ 4 ・ 1	
		2370 増刊①	
規 則		規 則	
33		32	
64	48	40	
○		○	
7	13	11	
築○ 上○ 郡○	第三項○	福岡県地域総合整備資金○	削除
築●●● 城●●● 郡●	第三号●	福岡県地域総合整備貸付金●●●●	この号中母子及び寡婦福祉法施行規則（に昭和三十九年厚生省令第三十二号）を「施行規則」という。 改め、同号イ中「この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。」を削り、同号に次のように加える。  第二十條第四項に次の二号を加える。 五 登録免許税法の施行に関する事務 この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。 イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。 六 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務 イ 条例第二十條の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

17 ・ 8 ・ 1	2419 増刊①	規 則	62	12		○	後 ろ か ら 2		午 後 八 時 ま で	午 後 五 時 ま で
------------------------	-------------	--------	----	----	--	---	-----------------------	--	----------------------------	----------------------------

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)